

一般社団法人 山形県水泳連盟 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人山形県水泳連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

(目的)

第3条 本連盟は、山形県の水泳界を統括する団体として、水泳及び水泳競技（競泳、飛込、水球、アーティスティックスイミング、日本泳法及びオープンウォータースイミングをいう。以下同じ。）の健全な普及発展を図り、もって山形県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水泳愛好家の育成及び水泳選手の競技力の向上を図ること。
- (2) 水泳に関する技術の調査及び研究を行うこと。
- (3) 水泳に関する講習会の開催、指導者の養成並びに資格を認定すること。
- (4) 水泳に関する助言、指導を行い、健全な地域グループを育成すること。
- (5) 公式競技会を開催すること。
- (6) 水泳競技会を公認すること。
- (7) 水泳に関する競技役員の養成並びにその資格を認定すること。
- (8) 水泳競技の山形県記録の公認並びに山形県内における競技会記録の公認を公益財団法人日本水泳連盟に申請すること。
- (9) わが国古来の伝統的泳法を研究し、その保存及び紹介等につとめること。
- (10) 公益財団法人日本水泳連盟に対して、山形県水泳界を代表して加盟すること。
- (11) プール公認設備及び器具の認定、推薦すること。
- (12) その他、本連盟の目的達成に必要な事業を行うこと。

(公告)

第5条 本連盟の公告は、電子公告にて行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法による。

第2章 会 員

(種別)

第6条 本連盟の会員は、次の4種とする

- (1) 会 員 本連盟の目的に賛同して入会した個人
- (2) 正 会 員 本連盟の目的に賛同して入会した個人のうち、役員及び代議員をいう。
- (3) 名誉会員 本連盟に功績のあった者
- (4) 賛助会員 本連盟の事業を賛助するため入会した個人または団体

2 前項の正会員は、役員及び代議員をもって構成し、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(資格取得及び経費等の負担)

- 第7条** 会員として入会しようとする者は、本連盟が別に定める書類により、申し込まなければならない。
- 2 入会の可否については、本連盟が別に定める基準により、理事会において決定し本人に通知するものとする。
 - 3 本連盟の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(資格喪失)

- 第8条** 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

- 第9条** 会員は、任意に退会することができる。

(除名)

- 第10条** 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をすることとするが、その除名を受けた会員には、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 本連盟の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 本連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他の正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条** 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 本連盟は、会員が資格を喪失しても、既納の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総 会

(構成)

- 第12条** 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって、一般法人法の社員総会とする。
 - 3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(種類)

- 第13条** 本連盟の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(権限)

- 第14条** 総会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。
- 2 総会は、次の事項を決議する。
- (1) 役員を選任及び解任
 - (2) 役員等の報酬の額又はその規定
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算

- (5) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
 - (6) 会員の除名
 - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (8) 解散及び残余財産の処分
 - (9) 合併、事業全部又は一部の譲渡
 - (10) 理事会において総会に付議した事項
 - (11) 総会において、審議することを相当と決議した事項
 - (12) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 3 前項にかかわらず、総会においては、第16条の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第15条 定時総会は、毎事業年度終了3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事の3分の1以上が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき。
- (3) 前項の請求をした正会員は、次の場合には総会を招集することができる。
 - ア 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - イ 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

第16条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第18条 総会は、正会員の現在数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

- 第19条** 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、決議に加わることのできる正会員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長裁決とするところによる。
- 2 前項の場合において、議長は、正会員として表決に加わることはできない。

(書面による議決権行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使する事ができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に参入する。

(議決権の代理行使)

第21条 正会員は委任状その他の代理権を証明する書面を代表理事に提出して、代理人によって議決権を行使する事ができる。この場合において、第19条の規定の適用については、当該正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び会議において選任された議事録署名人2名以上が、これに署名及び押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員及び理事会等

第1節 理事及び監事等

(役員の種類)

第23条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上45名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、会長1名、副会長4名以内、理事長1名、副理事長1名とし、30名以内を常任理事とする。
 - 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 4 前項の業務執行理事の業務分担については、理事会の決議を経て別に定める。
 - 5 理事及びその親族等である理事の合計数は、理事総数の3分の1以下でなければならない。

(理事及び監事の選任等)

第24条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事は理事会において選任する。
- 3 監事は、本連盟の理事又はこの法人の使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、本連盟を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
- 4 理事長は、会長及び副会長を補佐し、本連盟の業務を執行する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 理事会は、会長及び副会長、理事長、副理事長並びに常任理事以外の理事の中から、業務を執行する者を選任することができる。

(理事及び監事の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 補充又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。ただし、増員された監事の任期については、現任者の残任期間が2年に足りないときは、前項によるものとする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行状況を監査すること。
- (2) 本連盟の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款

- に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類はその他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
 - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(代議員)

第28条 本連盟に、20名以上35名以内の代議員を置く。

(代議員の選任)

第29条 代議員は、加盟団体の推薦により理事会の事前審査を行い、総会で選任する。

- 2 代議員は、会長の推薦にもとづき増員することができる。

(代議員の任期)

第30条 代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 補充又は増員により選任された代議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 代議員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(代議員の職務)

第31条 代議員は総会に出席し、付議事項を審議し、決議する。

(解任)

第32条 役員及び代議員が次の一つに該当するときは、総会において、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる社員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第33条 役員及び代議員は、原則として無報酬とする。

- 2 役員及び代議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、第44条に定める理事会規則によるものとする。

第2節 理事会

(理事会の構成)

第35条 本連盟に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事候補者の選定

2 理事長は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額な借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 理事会は、必要に応じ開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第27条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合には、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第41条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長採決するところによる。

- 2 理事会に出席できない理事には、第20条の規定を適用する。
- 3 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。
- 4 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(常任理事会)

第43条 本連盟では、常任理事会を設けることとし、その構成及び権限は、理事会規程によって定める。

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

第3節 委員会及び加盟団体

(委員会)

第45条 第4条に定める本連盟の事業を分担するため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。
- 3 任期は、委嘱時の委員の残任期間とする。

(加盟団体)

第46条 本連盟は、第4条に定める事業の円滑な運営を図るため、次の加盟団体を置く。

- (1) 各地区を代表する水泳連盟又は水泳協会
- (2) 水泳に関する団体で理事会及び総会において3分の2以上の同意を得たもの

第4節 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第47条 本連盟に、名誉会長1名及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦により、総会で承認し会長がこれを委嘱する。任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 名誉会長及び顧問は、本連盟の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において、正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得て変更することができる。

(合併等)

第49条 本連盟は、総会において、正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第50条 本連盟は、一般法人法第148条に規定する事由により解散する。

(残余財産の処分)

第51条 本連盟が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に掲げる法人又は、国若しくは山形県に贈与する。

第6章 資産及び会計

(財産の管理及び運用)

第52条 本連盟の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第53条 本連盟の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を得て、総会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議に基づき予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第54条 本連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、総会において、計算書報告については承認を得るものとし、事業報告については総会で報告するものとする。

2 本連盟は、第1項の総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。

3 本連盟は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け)

第55条 本連盟が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、総理事の議決権の3分の2以上の決議を得なければならない。

2 本連盟が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

(会計原則)

第56条 本連盟の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業年度)

第57条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置等)

第58条 本連盟の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び事務局次長、事務局員及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び事務局次長、事務局員及び所要の職員は理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第59条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める理事会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 事業計画書及び収支予算書
 - (7) 事業計画書及び収支計算書等の計算書類
 - (8) 前項の監査報告書
 - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第60条 本連盟の最初の事業年度は、成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時役員)

第61条 本連盟の設立時代表理事、設立時理事及び設立時監事は次のとおりとする。

設立時代表理事（会長）

住 所 山形市千手堂196-3

氏 名 小川 潔

設立時理事（副会長）

田勢一雄、月光龍弘、渡邊 久

設立時理事（理事長）

武田 聡

設立時理事（副理事長）

長沼千歳

設立時理事（常任理事）

植松正巳 齋藤 努 佐藤友昭 高橋鋼一 石垣伸介 庄司秀己 佐々木賢二

田代祐一 藤原 浩 齋藤秀樹 小松 繁 丹野康志 渡會秀樹 和田 篤

高橋 稔 井瀧善洋 國井 寧 垂石孝市 井上功一郎 庄司吉郎

天野義史

設立時監事

長井健二 田中愛久

(設立時社員の氏名及び住所)

第62条 本連盟の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 住 所 山形県山形市千手堂196-3

氏 名 小川 潔

設立時社員 住 所 山形県山形市城西町2丁目10-11

氏 名 武田 聡

(委任)

第63条 この定款に定めるもののほか、本連盟の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

(当初の事業計画等)

第64条 本連盟の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第53条の規定に関わらず、設立時役員の間定めるところによる。

(設立時理事及び監事の任期)

第65条 本連盟の設立時理事及び監事の任期は、第26条の規定に関わらず、最初の事業年度終了後の定時総会終結の時までとする。

(法令の準拠)

第66条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。